

支給認定証の任意交付化におけるFAQ

No.	問	答	備考
1	支給認定証の交付申請をしない場合における支給認定情報に係る通知について、どのような形で行えばいいのか。	子ども・子育て支援法施行規則第7条第2項において、支給認定情報の通知は、既存の利用者負担額(保育料)決定通知書と併せて行うこととしております。その際、利用者負担額(保育料)決定通知書に支給認定情報に係る事項を盛り込む、又は別様式により通知するなど柔軟な対応が可能です。	
2	利用者負担額(保育料)決定通知書については、一定数を取りまとめて通知を送付しており、特に4月入所に向けては件数が多いので支給認定から相当期間を経過した後に送付している。 支給認定情報に係る通知について、利用者負担額(保育料)決定通知書と併せて行うこととされているが、利用者負担額(保育料)決定通知書の送付と同じように、支給認定後から一定期間遅れて送付してもよいか。	支給認定は、子ども・子育て支援法第20条第6項の規定により、申請後30日以内に処分を行うこととされており、その処分の結果となる支給認定情報に係る通知についても申請後30日以内に送付しなければなりません。そのため、併せて通知する利用者負担額(保育料)決定通知書についても上記の期間内に送付することとなります。 ※ただし、支給認定の処分を行った際に、別途処分の結果を通知するための支給認定決定通知書を送付している場合においては、支給認定情報に係る通知を支給認定後から一定期間経過後に送付することは可能です。	
3	支給認定証の交付申請をしない場合における支給認定情報の通知について、1号認定の場合、保護者とは別に内定先の幼稚園に通知することとなるのか。	そのとおりです。 ※ただし、利用者負担額(保育料)決定通知書を利用契約締結後に送付することとしている自治体にあつては、内定先ではなく実際に契約を行った幼稚園に通知を行うこととして差し支えありません。	